

令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における岩手県の特水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まさば及びご まさば太平洋 系群	全ての漁業	左記漁業がまさ ば及びごまさば 太平洋系群の採 捕を行う全ての 水域	漁獲量の総量	4,465 トン	235 トン （5%）を 県の留保と する
まだら本州太 平洋北部系群	全ての漁業	左記漁業がまだ ら本州太平洋北 部系群の採捕を 行う全ての水域	漁獲量の総量	試行水準	